伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者 の運転免許の自主返納を支援するため、高齢者運転免許自主返納支援事業の実施に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 運転免許 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 92 条第1項に規定する運転免許であって、有効期限内にあるものをいう。
 - (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し、全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許を返納することをいう。
 - (3) 取消通知書 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 30 条の 9 第 4 項に規定する運転免許の取消通知書をいう。
 - (4) 運転経歴証明書 法第104条の4第6項に規定する運転経歴証明書をいう。
 - (5) 協力事業者 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業を行う者のうち、町内を発着する路線のバス事業者又は町内に事務所を有するタクシー事業者であり、かつ、この告示に基づく事業の趣旨に賛同する事業者をいう。

(対象者)

- 第3条 高齢者運転免許自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の対象となる者(以下「対象者」という。)は、運転免許を自主返納した者で、支援の申請時において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 満 65 歳以上の者
 - (3) 平成29年4月1日以降に自らが所有する全ての運転免許を自主返納した者

(支援の内容)

第4条 町長は、対象者1人について、3年を限度として伊方町が発行する運転免許 自主返納者交通利用券(以下「利用券」という。)又は伊方町地域商品券(以下「商 品券」という。)1万5,000円分を毎年交付するものとする。

(支援の申請)

第 5 条 前条に規定する支援を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、 高齢者運転免許自主返納支援事業申請書(様式第 1 号)に、次の各号のいずれかの書 類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 取消通知書の写し
- (2) 運転経歴証明書の写し

(支援の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、 支援の可否を決定し、高齢者運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書(様 式第2号)を申請者に通知するとともに、支援の決定を受けた者に対して利用券又 は商品券を交付するものとする。

(利用券及び商品券の使用方法等)

- 第7条 申請者が利用券を使用するときは、協力事業者の定める運賃額に応じて、利用券を協力事業者に手渡すものとする。
- 2 商品券の使用方法等は伊方町地域商品券発行基金条例施行規則(令和元年伊方町 告示第1号)に定めるところによるものとする。

(協力事業者の登録)

- 第8条 町長は、高齢者運転免許自主返納協力事業者登録申請書(様式第3号)を提出 した事業者について、速やかに関係書類等を審査し、登録すべきものと認めたとき は、協力事業者名簿に登録する。ただし、デマンド交通事業者については申請書の 提出を省略する。
- 2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、高齢者運転免許自主返納協力事業 者決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(利用料の請求)

- 第9条 協力事業者は、毎月初日から末日までに受領した運転免許自主返納者交通利用券を集計し、翌月の10日までに高齢者運転免許自主返納支援事業請求書(様式第5号)と一緒に町長へ提出し、請求するものとする。ただし、利用券数が少ないときは、複数月分をまとめて請求できるものとする。
- 2 町長は、前項の規定により請求があったときは、内容を審査し、当該請求の日から 40 日以内に支払うものとする。

(禁止事項)

第10条 第6条第1項の規定により支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)は、支援事業により交付された利用券及び商品券を本人以外の第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用券及び商品券の返還)

第 11 条 町長は、支援決定者が、虚偽その他不正な行為により支援を受けたとき、 第 3 条各号に掲げる者でなくなったとき又は前条の規定に違反したときは、支援事 業により交付された利用券及び商品券の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 10 月 7 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の伊方町高齢者運転免許自主返納支援 事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による 改正後の伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱の相当規定によりしたも のとみなす。

年 月 日

伊方町長様

 申請者
 住所

 氏名
 印

 生年月日
 年
 月
 日() 歳

 電話番号

高齢者運転免許自主返納支援事業申請書

伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第5条の規定により、支援を受けたいので申請します。

なお、伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第3条の規定に係る確認 のため、私の住民基本台帳を閲覧されることに同意します。

支援の内容	金額	備考
運転免許自主返納者交通利用券		
伊方町地域商品券		

添付書類(添付の書類について該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 取消通知書の写し
- 2 運転経歴証明書の写し
- ※2回目以降の申請については、添付書類を省略することができます。

第		号
年	月	日

様

伊方町長 即

高齢者運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書

年 月 日付けの伊方町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請について、次のとおり決定しましたので、伊方町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

1. 申請が条件を満たしていると認めるので、次のとおり支援します。

2. 次の理由により支援対象になりません。

|--|

高齢者運転免許自主返納協力事業者登録申請書

年 月 日

伊方町長様

協力事業者 名称

代表者職氏名

印

高齢者運転免許自主返納支援事業制度の趣旨に賛同し、協力事業者として参加する ため、伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第8条第1号の規定により、 登録を申請します。

記

一般旅客自動車運送事業許可番号

年 月 日

協力事業者 名称 代表者職氏名

様

伊方町長

高齢者運転免許自主返納協力事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊方町自主返納協力事業者登録申請書に基づき審査の結果、協力事業者とし登録することに決定しましたので、伊方町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊方町長様

協力事業者 名称

代表者職氏名

高齢者運転免許自主返納支援事業利用料請求書

高齢者運転免許自主返納支援事業を実施しましたので、伊方町高齢者運転免許自主 返納支援事業実施要綱第9条の規定により請求します。

記

一金	円也

年月分	利用枚数	金額

【振込口座】

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	